

◇ 小ホール 学校主催免除使用料

(単位:円)

区分			使用時間		午前	午後	夜間	全日
					(9:00~12:00)	(13:00~17:00)	(18:00~22:00)	(9:00~22:00)
入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	平日	準備	3,242	5,768	7,896	15,288	
			本番	4,632	8,240	11,280	21,840	
		土・日・休日	準備	4,598	8,456	11,984	22,792	
			本番	6,568	12,080	17,120	32,560	
	入場料が1,000円以下の場合	平日	準備	3,242	5,768	7,896	15,288	
			本番	4,872	8,640	11,840	22,880	
		土・日・休日	準備	4,598	8,456	11,984	22,792	
			本番	6,896	12,640	18,000	34,240	
	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	平日	準備	3,242	5,768	7,896	15,288	
			本番	5,104	9,040	12,400	23,920	
		土・日・休日	準備	4,598	8,456	11,984	22,792	
			本番	7,224	13,360	18,880	35,840	
入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	平日	準備	3,242	5,768	7,896	15,288		
		本番	10,000	17,840	24,560	47,120		
	土・日・休日	準備	4,598	8,456	11,984	22,792		
		本番	14,240	26,240	37,120	70,640		
入場料が5,001円以上の場合	平日	準備	3,242	5,768	7,896	15,288		
		本番	13,200	23,360	32,000	61,680		
	土・日・休日	準備	4,598	8,456	11,984	22,792		
		本番	18,560	34,320	48,560	92,320		
練習を目的として		平日	1,390	2,472	3,384	6,552		
使用する場合		土・日・休日	1,970	3,624	5,136	9,768		
楽屋	第1楽屋		2,750	2,750	2,750	6,990		
	第2楽屋		2,750	2,750	2,750	6,990		

- (注) 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当りの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもって入場料とします。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日です。
- 3 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。
- 4 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合の超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120%に相当する額とします。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とします。
- 5 準備・練習又は後片付けのために使用する場合の使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の本番料金をいう。)の70%に相当する額です。
- 6 練習を目的として使用する場合(引き続き練習以外の目的で使用する場合及び引き続き、又は同時に練習以外の目的で大ホールを使用する場合を除く。)の使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の本番料金をいう。)の30%に相当する額です。
- 7 新潟県民会館管理細則第6条第6項アで定める学校が主催する芸術文化に関する催物で使用する場合は、施設使用料の80%に相当する額とします(楽屋を除く)。
- 8 1回の使用に係る使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。